

青森県立保健大学同窓会 会則

(名 称)

第1条 本会は、青森県立保健大学同窓会（以下「本会」という）と称し、事務局を青森県立保健大学（以下「本学」）内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、本学の発展及び保健医療福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報、会員名簿の発行
- (2) 就職に関するネットワークの構築
- (3) 本学の発展に関する適切な事業
- (4) その他本会の目的を達成するのに必要な事項

(会 員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学を卒業した者及び本学大学院を修了した者
- (2) 準会員 本学及び本学大学院に在学する者
- (3) 特別会員 本学に在籍する教職員
- (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛意する団体又は個人とする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合の後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

5 役員は無報酬とする。ただし、役員が本学内で開催される理事会及び総会等に出席した場合は交通費を支給することとし、別途これを定める。

(役員の選出)

第6条 役員は、正会員の中から総会で選出する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を運営する。
- (4) 監事は、会計及び会務を監査する。

(顧 問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、総会及び理事会に出席し本会の運営に関し意見を述べることができる。

(会議)

第9条 本会の会議は総会及び理事会とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 総会は、正会員により構成する。

3 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

(1) 予算及び決算の承認に関する事項

(2) 役員の選出に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他本会の目的達成のために必要な事項

4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めるときには隨時開催する。

(部会)

第10条 本会の円滑な運営のために、正会員の在学した学科及び大学院単位による部会を置くことができる。

2 部会の組織、役員及び運営等については、各部会においてこれを定める。

(支部)

第11条 本会に支部を置くことができる。

2 支部の組織、役員及び運営等については、各支部においてこれを定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及び他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第13条 正会員の会費は10,000円とし、終身会費として入学時に一括して納めるものとする。ただし、本学学部入学時に会費を納付した者が、本学大学院に入学する場合、その際の会費の納付は不要とする。

2 各部会及び各支部における会費は、各部会及び各支部においてこれを定める。

3 納付された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(その他)

第15条 本会則の施行に関する細則は、理事会においてこれを定める。

附 則

1 本会則は、平成15年3月19日から施行する。

2 同窓会設立総会（平成15年3月19日）において選出された役員の任期は、会則第5条第2項の規定に係わらず、平成15年3月19日から平成16年9月30日までとする。

3 平成15年度の会計年度については、会則第14条の規定に係わらず、平成15年3月19日から平成15年9月30日までとする。

附 則

本会則は、平成21年10月10日から施行する。

附 則

本会則は、平成25年10月12日から施行する。

附 則

本会則は、令和3年10月9日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則

本会則は、令和6年10月12日から施行し、令和6年10月1日から適用する。